

## 岡山県男女共同参画審議会 議事概要

### 【開催要領】

- 1 日 時 令和7年10月31日（金） 13：30～15：07
- 2 場 所 きらめきプラザ6階 ウィズセンターハイツ会議室
- 3 出席委員名（計13名、50音順、敬称略）  
相原洋子、黒住正義、笹井茂智、宍戸圭介、白石律子、野村澄子、廣政恵介、藤田学、前田多嘉子、三吉孝美、山下美紀、山本康世、横田藍花

### 【議事概要】

#### ○前回審議会における質問事項への説明

（危機管理課長）

災害時における民間シェルターの活動実態の把握や連携について説明。

#### <議題>

- (1) 第6次おかやまウィズプラン（素案）について
- (2) 「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定素案について

#### 議題（1）第6次おかやまウィズプラン（素案）について

（人権・男女共同参画課長）

資料1～2、別紙1～2、素案（別冊）に基づき説明

#### 議題（2）「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定素案について

（地域福祉課長）

資料3～4、素案（別冊）に基づき説明

#### ○発言要旨

（委員）

ウィズプラン素案に関して、まず、男女という文言について、性別に関わらず活躍できる社会が良いのではないかということで、各所で文言を調整いただいているように見えたので、感謝申し上げる。

それから、岡山の若者や女性の流出の問題があったと思う。こうした箇所に関しても、前回の審議の際に、女性に残ってもらって、子供を産んでほしいみたいな人口政策的な感じにならないようにという話があったが、選ばれるというよりも、魅力あるという形で文言を修正いただいたことに感謝申し上げる。

議題（2）のDVについて、こちらの方も前回の審議で意見があったとおり、もう少し窓

口の方を充実させてほしい、教育が必要ではないかという意見に対応する形で実際に数字を入れていただいたことに感謝する。

結構攻めた数字が入っているなと思うが、例えば、素案の 49 ページ、「デートDV防止講座を受講した児童・生徒等の数」ということで、目標値にかなり大きい数が載っているが、これは従来のやり方を踏襲する形で達成できるのかどうかというところは心配だ。この中身というか具体的なところで頑張っていただければというふうに感じている。

(人権・男女共同参画課長)

男女という言葉については法律で男女共同参画基本法があるので、どうしても変えられないという部分は残しているが、なくても読めるというようなところは、改めて全部見直し作業をした。また、若者・女性の流出のところで、人口政策ということではなくて、もう少し言葉を検討してはどうかということについて、皆様のご意見を受けて見直しをした。

(地域福祉課長)

DV計画の数値目標について、割と高めの目標数値を設定している。

まずは窓口を設置すること、相談をまだしていない人がたくさんいるという現実もあるので、女性相談支援員の設置などについて、それぞれ市町村にもお願いをしながら、取り組んでまいりたい。DV講座は直近の平均の数値を基に、毎年 2,000 人ぐらい、5 年間で 1 万人という数値目標にしている。青少年健全育成に向けた講師派遣がこの数字の主なものになるが、それ以外にも、コンビニエンスストアへ広報資材を配布するなど、若い方も、嫌なことは嫌と言えるような周知に取り組んでまいりたい。

(委員)

私の仕事に身近な分野でお話をさせていただく。

今回のDV防止法が改正されて、身体的なものだけではなく精神的な部分についても広がったというところはすごく良い改正だったと思っているが、やはり法律を使って何かをするというふうになると、すごくハードルが高くて、その前提として警察や女相などに相談に行っていることがまず大前提で、暴力などは分かりやすいが、精神的なものについてはうつになっているとか診断も必要という状況で、使いやすくなったのかどうなのかというところはまだ疑問に思っている。今回こういうふうな施策をされているのは、スタートの部分を広げていくということだと思うので、相談に行きやすくするというところで、数値目標を定めているというのもすごく分かるが、相談に来られない理由というか、そういう部分も色々あると思うので、どういう人をターゲットにした窓口を設置しているのかというのを、もう少し明確に分かりやすくしていただけたら良いのかなと思う。例えばDVを受けている男性が最近すごく多いようで、男性に特化した相談窓口が意外と重要であるようだ。このあたりは計画の目標の一つとして何か制度として考えてはどうか。

(地域福祉課長)

計画の数値目標は今お示ししている 3 つを設定しようと思っている。ただし、委員が言われたように、男性も DV を受けた時には相談をしても良いとか、それは DV だということは当然周知をしてまいりたい。

窓口に来られた時に、男性であっても女性であっても対応していくということで、市町村や民間団体の方と連携して様々な状況の方に寄り添えるように取り組んでまいりたいと考えている。

(委員)

第3章の計画の内容について、私も心理カウンセラーという立場と、NPOの立場として、6番の民間団体等との協働というのが、今後、必ず大事な部分になってくるであろうと思っている。ご存知のとおり、民間団体なのでそれぞれの特徴が全く違ったり、やり方が違ったり、小規模なところがやはり多くて資金がなかつたり、人材も不足していたり、今一番は多分高齢化が非常に問題になっているところかなとは思う。この協働や連携していくということについて、どのようにしていこうと思っているのか。

そして、窓口や女性相談支援員を増やすというのはとても良いことだが、ずっとこれまで相談にのってきた中で言うと、その相談窓口に行くというハードルがDV被害者にとって非常に高い状況で、特に私達は女性が対象だが、女性で家で暴力を受けているということになったら、家から出るということが非常に難しい。私達もSNSやメールなどを使った窓口を設けていると、圧倒的にこちらの方が相談件数が多い。そこから何とか繋げていくという、何とか外に出ていただくような方法をその前のやり取りが非常に長くなつて、いきなり窓口に車に乗って行くとか、交通機関を使って行くとか、子どもがいたら子どもと一緒に行くということが、そもそもハードルが高いということを私自身やスタッフ達も感じている。窓口を増やすということだけが目標になつたら少し危ないかなというのを感じた。SNS等への配慮も今後は必要なのではないかと思っている。

(地域福祉課長)

今言つていただきいたとおり、相談窓口に来るのが難しいということは、私どもとしても認識をしている。どういう状況の方でも何らかのSOSが出せるよう、色々なNPO団体等も含めた皆様方のご協力をいただきながら取り組んでまいりたい。これまで色々連携をしているが、DV防止法の改正や困難女性法の施行もあり、ますます民間の方のお力が必要なので、率直に意見交換できる場面も作り、意見を伺いながらそれぞれの団体の特徴や強い部分を生かして連携してまいりたい。引き続き色々とご相談をさせていただきたい。

(委員)

本県の男女共同参画における現状と課題の中で、男女共同参画における防災について、女性部としても色々と取り組んでいるが、女性の防災士にいていただけたら、何かにつけ女性の立場からありがたいのではないかなと思う。それから若者が少なくなつて県外に出ていくということで、私どももそういうのを配慮して高島屋などとコラボして色々活動はさせていただいているが、中身の活動を考えていただければと思う。

(人権・男女共同参画課長)

県民意識調査等も踏まえて、やはりこの項目は大事だなということで、今回、重点目標に新たに「男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進」というのを掲げたところ。その中の施策としてまずは意思決定機関に女性にたくさん入つていただくということで、防災会議の女性比率を4割に上げていこうという新たな目標を立てたところだ。(ウィズプラン素案(概要)の)6ページで言つると、女性消防団員数も目標として掲げている。目標と策定時の数が同じだが、消防団の人が減つてゐるような現状の中で、女性の消防団を育成していこうということで、研修や出前講座などを若い人達に普及・啓発をしている。

若者・女性の転出に関して、こちらも新しく重点目標に掲げたものだが、内容としては大きく2つある。1つは若い人や女性がそこで暮らして活躍していけるような場作りで、職場であつたり地域であつたり、そういう場作りということと、もう1つは本当に良い所がある

のに知らないということがあってはもったいないので、それを情報発信していくということで、1つは地域や職場作り、もう1つは情報発信ということで取り組んで行こうと思っている。一緒に頑張っていければと思うので、よろしくお願ひしたい。

(危機管理課長)

女性の防災士の関連だが、防災士に関しては女性、男性も含めて、地域の方に資格取得等に取り組んでいただくということで、市町村と連携して、防災士の取得・講習会などの支援をやっているところ。資格取得に限らず、例えば実際災害が起きて市町村が避難所を開設した際に、自治体の職員だけでは当然避難所の運営というのはできないので、避難所運営委員会を設置していただき、例えば自治会や町内会、民生委員の方、地元の役員などに避難所の運営を担っていただこうということになろうかと思うが、その際には運営の代表の中に女性も参画していただこうように取り組むとか、それから今回、国の指針等を踏まえ、4月に市町村と協議して、避難所運営マニュアルひな形を改定している。その中に女性の参画を推進するというようなところもうたっているところ。例えば、要配慮者支援ということで女性や子供への暴力防止対策、例えば女性が使用する場所への配慮、トイレとか更衣室とか、昼夜を問わず女性が安心して使用できる場所を設置するとか、女性や子供への注意喚起ということで、例えば女性や子供への暴力とかそういった被害を防ぐために、防犯ブザーやホイッスルを携帯するよう呼び掛けるなど、避難所運営マニュアルにもそういった視点を踏まえて、マニュアルに記載しているところであり、引き続き市町村等とも連携して、避難所等の運営に関しても女性の参画を推進していくということで取り組んでまいりたい。

(委員)

ドメスティック・バイオレンスは本来の意味だと、家庭内暴力だから、当事者間だけの問題ではないと思う。DV防止法に配偶者からのという限定が厳しいのかもしれないが、計画の趣旨では配偶者等からのというふうに、交際中の相手であるとか、そういった範囲を膨らませているが、タイトルの方で配偶者からのというふうに限定的な意味に取られてしまう。

次に13ページのフローチャートだが、配偶者暴力相談支援センター、婚姻関係がないと行けないのかとか、こういった問題に初めて触れる人や悩む人には、こういう限定的な言葉で言われると、相談に行けないのかなとかいうふうに予断を持たれるのではないかと思った。

DVは当事者だけの範囲の暴力ですが、子どもを道具にして、子どもを虐待することで相手をいじめるということもあるので、やはりドメスティック・バイオレンスという本来の意味から、もうちょっと広く捉えられるような仕組みがいるのではないかと思う。

ただし、取り組もうという意欲は数値目標も出ているので、これは進めて行ってもらいたいし、深刻な問題だと相変わらず思っているので、お願ひしたいと思う。

(地域福祉課長)

まず計画の表題については、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で、法律に基づく計画の表題としてそのようになっている。この法律上の配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含み、同じ法律の28条の2では生活の本拠を共にする交際相手からの暴力にも準用されている。また、このDV防止計画では、デートDVもいけないということを若い時から教えていく、皆が自覚していくようにする視点も取り入れて定めている。今言わされたことを、用語として難しいところがあるが、あらゆる暴力がいけないということが上手く皆さんに伝わるように工夫してまいりたい。

(委員)

(ウィズプラン素案 36 ページの) 男女の人権が尊重される社会の構築の中で、自殺死亡率の目標値が 13.0 人（令和 7 年）だが、素案 59 ページでは目標値が 12.7 人（令和 12 年）になっているが、これはどちらがどういうふうになっているのか。

県として自殺予防、どういう抑止力というか、予防できるのか。実際、非常に難しい問題であると思う。どういうふうなことをやっているのか、教えてもらえばと思う。

(健康推進課長)

目標値について、現在目標としている 13.0 人を、次期計画では 12.7 人（令和 12 年）としようと考えているところだ。

それから自殺予防、防げるのかというご質問について、状況を言うと、自殺者数自体は全国、全年齢で見ると減少傾向にはある。ただやはり最近、委員の皆様ご承知かと思うが、若者の自殺が非常に増えていることが大きな問題と考えている。若者の自殺を防ぐために、色々な関係者が連携する必要もあるし、相談の仕方でなかなか電話というのはそんなにできない。ましてや面会して相談となるとなかなか難しい。そうなるとやはり SNS であったり、そういった対応が必要になるのではないかと我々も考えている。まずは色々な相談手段や相談先の周知を図る、それから周りの人がよく言われるゲートキーパーというか、身近な人が悩んでいることに気付いて対応するという少し地道なところもあるが、そういった施策を県を挙げてやっていく必要があるのかなというふうに考えている。

(委員)

連合岡山青年会の方でも、委員に連合が開催している男女平等講座というものに参加していただいて、ワーク・ライフ・バランスをメインに講演いただき、構成組織や単組に持ち帰って展開していただくような取組をしている。そういった活動で、男性の育休取得などが増加していくならなというところで、協力を今後もしていきたいと思う。

要望としては、DV の窓口を作るということで目標があったかと思うが、やはり窓口があつても行きづらいとか、行ける時間がないところもあったりするので、先程の要望と重複するが、SNS やネットを通じた窓口を作っていただき、そちらの情報を拡大していただければと思っているので、よろしくお願いする。

(地域福祉課長)

確かに窓口を増やすことだけではいけないという認識はしている。まずは自分が DV の被害に遭っていることを自覚できる、こういうことも相談して良いとの周知も重要だ。身近にも窓口があることも一つのきっかけに、相談の手法、手段とか、色々多様に揃えていかないといけない。これは地道な話になるが、一つずつ取り組んでまいりたい。

(委員)

随分前になるが、津山で中学生を対象にデート DV に関する出前授業を行った。暴力が悪いと分かっていても手を出す年齢の方たちは、認識が急には変わらないので、若い世代から教育をしっかりとしていったら良いのではないかというので取り組んだが、これは中学生でも遅いなと思った。小学校ぐらいの年代から必要なことではないかと思う。

デート DV 防止講座が 1 万人とあるが、これもソロプチミストなど、そういった福祉団体は結構力を入れていて、出前授業に協力をしていただければ良いと思う。講師は学校の先生ではなく外部のお医者さんなど、専門の方に学校の都合の良い時間に合わせて行えば、生徒たちも意外と聞きやすいし、相談しやすいのではないかと感じている。

(ウィズプラン素案 (概要) の) 7 ページに大学生の U ターン就職率とあるが、今、津山は

観光にすごく力を入れている。お祭りで今まででは、だんじりを引く、引き受け手が少なくて困っていたが、今は外部の人達もどんどん呼び込んで、沢山の人達がだんじりを引く。全部津山の人かと言えばそうでもないのだが、そういう楽しい行事を市が率先してするということは、やはり若い人達のUターンに少しは役立つのではないかと思っている。津山も高齢化しているので、若い人たちが伝統を守りつつ楽しむ姿を見られる場所ができるというのはすごく良かったので、堅苦しくなく、地域の行事等を少しでも盛り上げるような形を市や県、商工会議所などが取り組んだら、伝統文化の継承と地域活性の一役になり、地元の良さを認識した若者のUターンにつながるのではないか。

(委員)

今回のプランの素案は非常によく練られていて、読みやすく理解しやすく賛同しやすいプランになったと思う。将来のウィズプランへの期待として言うと、現在数値目標の目標値が示されて実現へ向かっていることは読み取れるが、男女共同参画社会が実現された場合の標準値というものはどのくらいなのかという目指すべき数値も示してほしいと感じている。さらに国際的な実際値、日本全体の実際値はどうなのかなということが分かると、岡山県の実情がより分かりやすくなるのではないかと思うし、県民の意識への働きかけにも役立つではないかと思う。

次にDV基本計画の改正案について、配偶者暴力相談支援センターの設置市町村数の目標値である10市町村の具体的な候補があれば教えていただきたいと思う。

次に計画の内容への意見だが、被害者への相談支援体制について、項目にはないが、女性相談支援員の労働問題への対応もご検討いただければと願っている。2022年、東京大学特任准教授の小川真理子さんという方が、「婦人相談員の専門性と公的相談支援の労働問題に関する研究」というものが発表されている（ここでの婦人相談員は、今現在は女性相談支援員となつたが）。低報酬、非正規雇用で不安定な雇用関係の中、しかし、約9割の相談員がやりがいを感じ、約8割が業務に満足しているという現状が報告されている。テレビ報道などでもこれはやりがい搾取として取り上げられたこともあった。岡山県内でもこの実態は変わらないと思うので、ぜひ中身のある支援のために、女性相談支援員の処遇改善、雇用安定化への対応を求めたいと思う。

(人権・男女共同参画課長)

将来のウィズプランへの期待を込めて、どういった状態が男女共同参画が実現した姿かという質問をいただいたかと思うが、女性が人口の半分いるとすると、理想は半分、例えば管理職の半分が女性というのが理想なのかもしれないなと思う。例えば今申し上げた管理職でいうと、岡山県の場合は全国より数値としては少し高いが、それでもまだ2割いかないという状況だ。諸外国では3割、4割という状況の中で、やはりまだ岡山県は、日本はという言い方が良いのかもしれないが、少し遅れているというような状況かと思う。そういったことは重点目標2の中で若干触れており、日本の立ち位置ということも述べているが、情報発信という意味で、プランに基づいて具体的な施策を実施していく時に、今委員が言われたような、岡山県は日本の中でどの位置か、日本は世界の中でどの位置かというようなことも参考にさせていただきながら普及啓発していきたいと思う。

(地域福祉課長)

1点目の配暴センター又は女性相談支援員を設置している市町村数を現況値5市町村から10市町村へということで、具体的にここという目星が付いているところはないが、今、配暴

センターを設置している市町村が岡山市、倉敷市、津山市、女性相談支援員を設置しているのが玉野市、真庭市であり、その他の市町村では、住民課等の窓口で保健師等がDVに関しても相談を受けられている。

女性相談支援員の設置については、人件費国庫補助がある。センターの設置までいかなくとも、まずは女性相談支援員の設置を、相談件数が多い市町村に重点的に働きかけてまいりたい。

2点目の支援員の処遇改善は県としても本当に頭を悩ませている。直ちに何か解決策があるわけではないが、処遇改善、それから担い手の不足、先程委員から支援する側の高齢化、担い手不足の話もあったので、やはり処遇の改善と担い手の確保という両面から取り組んで行けるように検討してまいりたい。具体的な回答がなくて恐縮だが、また色々と相談させていただきたい。

(委員)

最初に、参考資料1の4ページの7番で、東岡山工業高校なので、この場限りの資料であれば良いが、今後、出るようなことがあつたら修正をしておいていただければ。

私からは皆さんのお意見を聞きながら感じたところを何点かお話しさせていただく。

自殺対策について事務方からもあったが、やはり相談する窓口を広げていくということが非常に大切なことで、これは県でも認識をしていると思っているが、前回の議会でも質問をさせていただいたNPO法人等々、ライフリンクさんなどと、ぜひ早めに連携をしていただいて、相談のすそ野を広げて、相談しやすい、1人でもそういう自殺をストップし、ゼロにしていくという取組をやはりもう少し岡山県には頑張っていただきたいなというふうに思っているので、検討いただいていると思うが、ぜひ前向きにもっと進めていただければというふうに思っている。

私の方から質問したいのが、重点項目目標15で、これは議会の中でも本当にいろんな方が言われて、女性が県外に流出してしまうということ、若者もそうだが、まず少し細かいことで、この文章の中で両立コースが再就職コースを上回るなど、ちょっと普段聞きなれない言葉が、そして（ウィズプラン素案）83ページには、ライフコース希望の推移の表の下にもこの非婚就業コースとか、DINKsコース、両立コース、色々な言葉が表の中出てくるので、私が分かるのはなかなか少ないなという感じなので、できたらこういう言葉も注書きでどういうことを意味しているのかということを入れていただければと思っている。

それと、82ページの2段落目の下から4行目、「多様な価値観が受け入れられなそうだったから」は「さ」が抜けているのかなと思う。

ここまで私が感じたことだが、県内大学新卒者の県内就職率を引き上げていくという目標がここに掲げられて、その下には本県出身者のUターン就職ということで、県ではこの取組を進めるためのUターン就職の奨学金返還支援事業をしているが、確かまだ県内の方の支援というのはできていないというふうに私は認識している。議会でも県内も対象にすべきだということはお願いをしているところなので、奨学金だけが全てとは思わないが、今、社会の中でこの奨学金の返済で困っている学生というのはたくさんいるし、ぜひこの県内大学新卒者の県内就職率アップのためにもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うがいかがか。

(労働雇用政策課長)

就学金返還支援事業についてご質問いただいたが、この事業については平成30年からスタートして年々改善を進めており、令和7年度からは令和8年就職や令和7年中途採用などの

県内就職についても対象としている。そのことによって、導入する企業というのも若干増えているようなので、こういった制度を学生や保護者などに周知し、より県内就職を進めていきたいと考えている。

(健康推進課)

自殺対策ということで、議会質問等でもお話を受けていたNPO団体との連携ということで、先般NPO団体の方と対面で協議の場を持たせていただき、お互い率直な意見を交わし合ったところであり、両者とも前向きに色々課題を挙げたところだ。引き続き、しっかり話を進めていきたいというふうに考えている。

(委員)

私も事前に資料を拝見した時に一番関心を引かれたのが、「配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数」ということで、先程委員から数を増やせば良いということではないという御指摘もあってなるほどと思い、それを把握した上でお聞きするが、パッと見た時に現在の数が5市町村というのが27市町村の中では非常に少ないなと思っている。今ないところの自治体のフォローアップというのがどのようにになっているのか。もっと何らかの対策が必要なのではないかと思う。数は少なくとも当事者の人にとってはやはり人生がかかった話になってくるだろうから、そのあたりがどうなっているのかなというのを聞きたい。例えば設置している市町村が近隣の市町村のフォロー、カバーなどができるれば良いのかなと思ったりもしたが、国庫補助も入ってきたりしているのでなかなか難しいところがあるかなと思うが、そのあたりの支援体制などがどうなっているのか。

この（ウィズプラン）素案（概要）の文言で気付いたところだが、第2章の「3 成果と課題」の（1）主な成果で、「固定的な性別役割分担意識の変化」で「家庭での役割分担意識について、夫と妻が両方同じ程度の役割を回答した人が増えています。」とあり、次ページの（2）主な課題では「生活費を稼ぐのは夫、日常の家事・育児は妻の役割との認識が高く、・・・」とあり、真逆のことを言っているような感じがある。これは実際は数値が上がってきているものの、依然まだこういう状況が残っているということだと思うが、これはやはり県民の方も見ると思うので、主な課題のところをもう少し丁寧に表現された方が良いのかなと思う。改善の兆しが見られるけどもまだこういうふうな傾向がありますよというふうな感じはどうだろうかと思った。

(地域福祉課長)

配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数は、確かに10市町村に増やしていくという高い目標ではあるが、現在センターが設置されていない、女性相談支援員が設置されていないところについても相談の職員自体はいて、窓口として機能している。県で直接的に何か財政的な支援はないが、繰り返しで恐縮だが、様々な地域で活動されているNPO団体もあり、行政のかっちりした窓口へ相談に行くハードルの高さもあるので、様々な窓口があることの周知に力を入れていきたい。特に先程も申し上げたが、この数値目標を達成するには女性相談支援員の活動強化事業で、国庫補助事業があり、国が2分の1の補助率で手当が支給されるので、制度の周知も改めて市町村へ行い、取組、設置を進めていきたい。

(人権・男女共同参画課長)

概要のところで少し言葉が分かりにくいということについて、成果としては経年でみると「両方同じ程度の役割」と思う人が増えてきているということを言い表している。そうは言

っても、生活費を稼ぐのは夫、小さい子どもを育児するのは妻というような役割認識がまだ高いよということを言いたい。本文中にはグラフもあり示しているが、概要では分かりにくいということなので、少し持ち帰らせていただきたいと思う。

(委員)

皆さんのご意見を聞きながら感慨深く思っていた。育児休業の取得について、この4月から制度が色々変わったり、給付のことが変わって、14日以上の取得というのは必然的に増えてくるのではないかなどというふうに思っている。逆にいつのタイミングで取っているかというのを私は個人的に確認していきたい。やはり産後休業の間に14日以上取ると給付が出るというところで、本当に中小の小さいところでも母親からも父親からもという形で取得が増えているのではないかなどというふうに思うが、はたしてそれが子育て支援というところで、良い政策だったのかなという疑問もある。

例えば職場復帰のタイミングで、どういった夫婦の関係、子育て支援というのができるのかなとか、そういったところが国の施策とは別に、県の方でも何か支援が考えられたら嬉しいなというのである。

子育てと仕事という面で言うと、保育園から小学校に上がる前の時に、支援がいるお子さんというのが本当に増えてきている。高校生、大学生、グレーゾーン、診断がつかない方が増えてきている。そこに対しての何か施策ができないだろうかっていうのを少し考えていただきたいなと思う。小学校に上がる前で言うと、通常学級に行けるのか、支援学級に行くのかというところで、診断だったり、どこかに通うとなったら、結構女性が休まれる。となると、フルタイムで働きたいけどパートにとか、仕事辞めないといけないということになってしまふ。小学校に上がっても、不登校になってしまふと、やはりどちらかが休まないといけないとなると、2人目、3人目は考えるなという状態がすごく今増えているのではないかなどというふうに思っている。それから、国の支援や民間の事業の支援がもっともっと広がったり、時間が夕方まで開いているのか、夜まで支援があるのか、土日にも訪問ができるところと相談ができる窓口があるのか。そういうところでもちょっと変わってくるのではないかなどというふうに思っている。

DVの方で、以前の会議で加害者の方ではどうですかというお話をさせていただいたと思う。加害者もなかなか自分が加害者だと思ってないから難しいというお話もいただいたが、先程委員からもあったが、男性のDV被害者がいるのと同じように、加害者の人、自分が加害者だと思ってない。それは多分、今回の会議の話の中でもあった、自分が子供の時に、親がそういうやり方をしているのを見ているから、そのやり方しか知らないという人がいるのかな。自分を大事にできない。相手を攻撃して自分を見てほしいと思っている方がいるのかななどというふうに思っていて、委員が言っていた出前事業について、やはり中学とか、そんな時よりももっと小さい時からそういった教育をしていただきたいなと思う。保育園、幼稚園の時からお友達を大事にするというよりも、まずは自分を大事にするというような教育が広まっていったら良いなというふうに思っている。それが自殺防止にも繋がるかなと思う。

(人権・男女共同参画課長)

育休がどんどん進んできているという中で、育休にとどまらずに育休が終わった後にスムーズに職場に復帰して自分が望むような働き方ができるであるとか、例えば保育園から小学校に上がる時にそれぞれの家庭の事情があつたりするので、そういった人達も柔軟に働くようにしてほしいということだったかと思う。今回の重点目標にも入れているが、育児休業

にとどまらない共働き・共育てを実現する社会というのを私達も目指さないといけないなというふうに思っている。

育児だけではなく介護という問題も出てくると思うので、それぞれ子どもの事情もあるし、親の介護の話もあり、それぞれ事情がある中でも、やはり自分のライフスタイルに応じて働くような社会作りというのをやっていきたいなというふうに思っている。ウィズプランでは例えばワーク・ライフ・バランスのメインとして入ってくる。認識としては思いは一緒なので頑張っていきたいと思う。

(地域福祉課長)

DVの加害者の更生ための取組はDV計画の中にも項目としてあるが、加害者の更生のために具体的に何をどこからというところや、他県での取組等を情報収集する段階だが、今日の委員のお話なども非常に重要なヒントをいただいた。例えば面前DVのような虐待防止の話もあるが、DVや虐待がいけないことを子どもさん自身にも分かっていただく取組が、商工会議所等でも取り組まれているという話だったので、ぜひDVや虐待についての啓発、防止の啓発を小さい時からやっていく。そうすると加害者にもならないし、被害者が生まれないという長い目で見た取組だが、良いヒントをいただいたので、これからこの取組に生かしていきたい。

(委員)

プランの素案に色々提案や修正したいところがありますので、文書で事務局まで提出したいと思う。多いから時間が掛かると思うので。(→会長、了)

(会長)

この後パブリック・コメントがあり、2月に最終案ということで、皆様方のお知恵をお借りすることになると思うが、引き続きよろしくお願ひする。

今日の意見も参考に、今後の男女共同参画推進に向けて、頑張って県には動いていただきたいと思う。

事務局においては本日の意見を11月中旬から行う予定のパブリック・コメントと併せて検討し、最終案を作成していただくことになる。なお、この間の作業については、皆様のご意見を基に事務局と調整することを会長にご一任いただくことによろしいか。

(異議なし)

以上